

J A山口信連

<女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標1：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり9日以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和3年5月～ 計画的な年次有給休暇の取得促進、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるよう、管理職に要請
- 令和4年3月～ 当年度の取得状況を分析し、翌年度以降の対策を検討

目標2：柔軟な働き方ができる制度（在宅勤務等）を試行的に導入する。

<対策>

- 令和3年4月～ 在宅勤務等導入にかかる課題について検討
- 令和3年7月～ 在宅勤務等について制度の内容や対象について検討
- 令和5年4月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討

※女性活躍に関する情報公開については、女性の活躍推進企業データベースに登録